

～令和6年度徳島市住宅リフォーム支援事業補助金について～

定住、移住及び子育てしやすい住まいづくりを支援することで良好な住環境整備を促進するとともに、空き家の増加の抑制を図るため、徳島市内の施工業者に依頼して、現に所有し居住する既存住宅の住環境の維持・向上を図るためのリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

目 的

現に所有し居住する、または居住する予定にある住宅について、住宅の耐久性や質の向上を図るための改修工事を実施する市民に対し補助金を交付することで、定住、移住及び子育てしやすい住まいづくりを支援し、良質な居住環境の整備を図ります。

補助対象者（次の要件にすべて該当する人です）

- 補助対象住宅を所有し、かつ、当該住宅の所在地に住民登録をしている人。
ただし、この補助金の補助対象工事が完了し、実績報告を行う日までに上記の条件を満たす場合は、補助対象者としません。
- 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税など）の滞納がない人

補助対象住宅

徳島市内に現に所有し、自ら居住している住宅。（申請者が登記簿上の所有者であり、かつ、申請者の住民票の住所に存する住宅をいいます。）ただし、申請時に所有者でなくても、実績報告書提出時までに所有権の移転登記及び住民登録を済ませることができる場合は対象とします。また、分譲マンションなどの共同住宅は専有する部分、店舗・事務所等との併用住宅は居住用部分のみが対象となります。

補助対象工事

- 区分 A：市内に令和5年4月1日以前より住所を有する者で自己の所有する住宅の長寿命化を図るためにリフォーム工事をしようとする場合
- 区分 B：徳島市立地適正化計画に定める居住促進区域に移住し、実績報告の日から3年以上定住する者で、当該区域内に存在する中古住宅を令和5年4月1日以降に購入しリフォーム工事をしようとする場合
- 区分 C：徳島市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域かつ徳島市立地適正化計画で設定する居住促進地域である区域に移住し、実績報告の日から3年以上定住する者で当該区域内に存在する中古住宅を令和5年4月1日以降に購入しリフォーム工事をしようとする場合

次の要件に該当する場合は対象となります。

- 徳島市内に本店を有する法人又は徳島市内に住所を有する個人の施工業者に依頼して行う工事
- 補助金の交付決定日以降に着手し、令和7年2月28日（金）までに実績報告書の提出が可能な工事
- 工事費総額が50万円以上の工事（消費税及び地方消費税を除く税抜き金額）

※ 補助対象工事の具体例は別紙参照

補助金の額（千円未満は切り捨てとなります。）

- 区分Aの場合：補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の15%にあたる額
※ただし、補助額は15万円を上限とします。
- 区分Bの場合：補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の20%にあたる額
※ただし、補助額は20万円を上限とします。
- 区分Cの場合：補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の30%にあたる額
※ただし、補助額は30万円を上限とします。

裏面につづく

補助金の申請制限

- 令和元年度以降に同一住宅で、「住宅リフォーム支援事業補助金」または、「新生活様式対応住宅リフォーム支援事業補助金」の交付を受けた方は、申込みすることができません。また、この事業において、同一住宅で、一度でも補助対象工事区分AからCのうちの補助金の交付を受けた方は、いずれにおいても再度、申込みすることができません。
- 共有名義の住宅については、共有者のうち1人（申請者）に補助します。

補助金の事前申込

- 受付期間 令和6年5月7日（火）から令和6年6月3日（月）まで。（土・日曜日、祝日は除く。）申込み多数の場合は、令和6年6月13日（木）に公開抽選会を実施します。
- 申込方法 事前申込書に必要事項を記入し、受付期間内に徳島市役所4階の住宅課に持参（午前8時30分から午後5時まで。）するか、郵送（受付最終日の消印有効）により提出してください。
 - 代理人に申込みを依頼する場合は、委任状が必要です。
 - 申込みが予算に達しなかった場合は適当な期間を経て再度申請を受付けます。
- 補助金交付事前申込書は、住宅課および各支所等でお渡しします。また、市のホームページからもダウンロードできます。
- 事前申込書提出後に、記載された補助金交付額を超える変更が生じた場合でも、補助金交付額は増額できません。

公開抽選会（申込多数の場合）

- 事前申込が多数の場合、令和6年6月13日（木）に公開抽選会を実施します。
- 予算の範囲内で当選者を決定します。
- 抽選結果は、事前申込者全員に後日、郵送で通知します。
- 補助金の交付については補助対象工事区分Cを最優先とし、以下B、Aの順で優先することとします。
- 当選された人
 - ・補助金の交付申請をしていただきます。
 - ・補助金交付申請に必要な書類は、事前申込の抽選結果通知とともに送付します。
- 補欠になった人
 - ・当選者の中から辞退などが発生した場合、予算の範囲内で補欠順位1位の人から順番に繰上当選となり、繰上当選となった人に対して交付申請に必要な書類を送付します。
 - ・繰上当選時の注意事項を事前申込の結果通知に記載しておりますので、必ずお読み下さい。
 - ・繰上当選した時、既に竣工または着工している工事は補助対象となりません。

交付申請

- 受付期間 令和6年7月25日（木）まで。（土・日曜日、祝日は除く。）
- 申請方法 補助金交付申請書に必要事項を記入し、添付書類とあわせて、住宅課窓口へ持参するか、郵送（消印有効）により提出してください。
 - 代理人に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。（事前申込時に提出している場合は不要です。）
- 事前申込時と交付申請時で変更が生じ、工事総額が増額となった場合でも、事前申込書に記載された補助金交付額が上限となります。

※徳島市では、次のとおり耐震化工事やバリアフリー化工事などの補助事業を行っています。これらの補助金の交付を受ける方は、本事業の補助の対象と重複しないようご注意ください。各事業の担当は次のとおりです。

①既存木造住宅耐震化促進事業	建築指導課	TEL(088)621-5272
②高齢者住宅改造費助成事業	高齢介護課	TEL(088)621-5176
③住宅改修費給付事業・重度身体障害者住宅改造費助成事業	障害福祉課	TEL(088)621-5177
④浄化槽設置推進事業（公共下水道認可区域を除く。）	環境保全課	TEL(088)621-5213

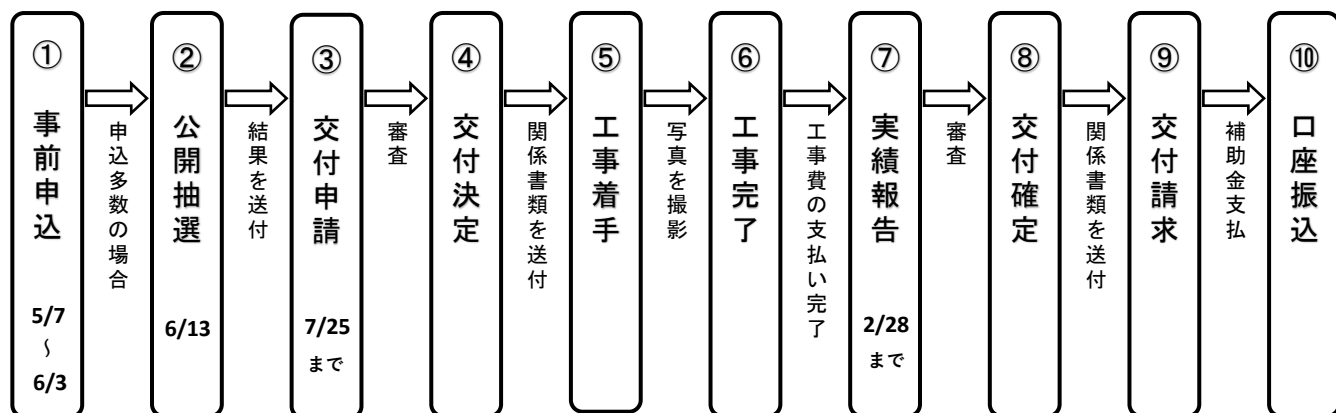
交付申請に必要な提出書類

- (1) 交付申請書（様式第2号）
- (2) 改修計画書（様式第3号）
- (3) 建物の所有権を証明できる書類の写し
[固定資産税納税通知書（課税明細書を含む）、建物登記事項証明書、固定資産評価証明書]
※区分Bまたは区分Cの場合は令和5年4月1日以降に作成された売買契約書の写し
- (4) 工事見積書の写し（宛名が申請者のフルネームであること。）
[仕様等が記載された内訳明細書を添付すること。補助対象外工事がある場合、補助対象工事と補助対象外工事を分けること。]
- (5) 建物の全景写真及び施工予定箇所の現況写真
[全景写真は2方向以上、現況写真は施工予定箇所の現況が明確にわかるもの。]
- (6) 施工業者の本店の所在地が市内にあることがわかる書類
[法人の場合は登記簿謄本の写し。個人の場合は住民票の写し。]
- (7) その他市長が必要とする書類

注意事項

- 書類を郵送にて提出する際は、簡易書留等記録の残る方法で送付してください。
- 徳島市住宅課から補助金交付決定通知書が届くまで工事に着手しないでください。
- 令和7年2月28日（金）までに実績報告書を提出してください。
- 自己が所有し居住する住宅のリフォーム工事であることが確認できない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

事前申込から補助金の交付までの流れ



お問い合わせ先・提出先

〒770-8571
徳島市幸町2丁目5番地
徳島市都市建設部住宅課庶務係（住宅リフォーム支援事業担当）
TEL：（088）621-5285（直通）

